＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

社会保険労務士法人エイチ・アール・エム
メールマガジン
平成19年9月14日号　VOL9

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

お待たせいたしました！弊社メールマガジン9月号です。

前回のメールマガジンはいかがでしたか？

今後、会社として肉体的な面だけでなく精神的な面もサポートしていかなければ「安全配慮義務を怠った」と言われてしまいます。

今の人がストレスに弱くなった、と言ってしまえばそれまでかもしれませんが、社会、家庭、教育、職場環境が変化したことに伴う時代の流れではないでしょうか。

今後、企業はメンタルヘルス問題に限らず、時代の流れに則した人事労務管理等を行っていく必要があります。

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
9月以降のセミナー案内
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

賃金水準の決定と賃金管理に悩んでいる経営者の皆様へ
「関西中小企業の賃金相場セミナー2007」

弊社代表社員　田中義郎が講師を務め、
・当社の賃金は他社と比べて高いのか？安いのか？
・賃金管理をどのようにすればうまくいくのか？
とお悩みの経営者の皆様に助言とエールを送らせていただきます。

おもな内容は、以下のとおりです。

1. 関西中小企業の賃金相場
・東京・大阪・名古屋での賃金の水準はどれほど違うのか
・一般男性、一般女性の年収、賃金総額、所定内賃金、年間賞与はどうなっているのか
・幹部社員はいくらもらっているのか
・中途採用の賃金相場はどうなっているのか

2.「実在賃金」から見える中小企業の労務問題
・定着率の悪化、若手社員の未婚化、格差の拡大
3. これからの中小企業の賃金管理のポイント
・人が入り、定着し、ヤル気を起こす賃金管理
・中小企業が参考にしたい具体的賃金モデル

セミナー日程等、詳細は以下をご覧ください。
http://www.hrm-t.com/003.htm

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
第9回コラム「企業のメンタルヘルス対策～その2～」
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

先月号のメールマガジンでは、企業のメンタルヘルス対策として、『4つのケア』を述べさせていただきました。

今月号においては、『2つの備え』という点について述べたいと思います。

第一の備えは、「就業規則等諸規定の整備」が挙げられます。 就業規則の抑えるべき大きなポイントは休職規定です。
私が、就業規則改訂のご依頼をいただいたときに、まずチェックする休職規定の主なポイントの一部を披露いたしましょう。

①年次有給休暇がなくなり、欠勤になった場合に休職を命じるまでの期間が明示されているか。
②休職期間が会社の実情に合わせて適当であるか。
③何度も休職を繰り返す社員に対応できるよう同一疾病に対する期間通算規定があるか。
④復職時において診断書の扱いについて定めている規定があるか。
⑤休職期間終了後、期間満了による自然退職であるという規定があるか。
⑥休職期間終了後、スムーズに復帰できるよう労働者に配慮した規定があるか。
このように企業実態にあった就業規則を作成することにより、リスクに備える必要があると考えます。

第二の備えは「リスクファイナンス」すなわち保険です。
万が一のことが起こり、訴訟等のリスクが現実化してしまったときに備える資金的対策として、保険商品（損害保険）の活用などが考えられます。

以上の内容が少しでも貴社のメンタルヘルス対策の一考となれば幸いです。

先月に引続き、宮川弘之が担当しました。

※お知らせ
10月24日（水）に第一生命相互保険会社　大阪総局様にて
『生き生きとした職場を作るための「メンタルヘルス対策」セミナー』
実施予定です。

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
勉強会のご案内
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

弊社では、弁護士の先生と共同で、2つの経営者向け勉強会を開催いたしております。

両勉強会とも各方面から各分野の専門家を講師に招き、経営者として
幅広い知識を身に付けていただくと共に、会員同士の親睦を深めていた
だくことを目的としています。

■大阪市内及び近辺の製造業様へは「製造業務研究会」

【研究会の目的】
研究会を通じていろいろな情報交換をさせていただき、経営・法務・労務
その他の経営に関する問題について専門的に研究を図ることです。
大阪市内を会場とし、2～3ヶ月に1回、例会を開催し、多方面から各分野
の専門家を講師に招き、経営者として幅広い知識を身に付けていただくと
共に、会員同士の親睦を深めていただいております。

【参加資格】
1．製造業であること
2．株式会社（有限会社を含む）その他法人企業の代表者、経営幹部
（管理職）であること
3．コンプライアンス（遵法）精神をお持ちであること

【次回の開催日時】
10月を予定。14：00から17：00

■阪神間の企業様（業種問わず）へは「未来経営研究会」

【研究会の目的】
研究会を通じていろいろな情報交換をさせていただき、経営・法務・労務
その他の経営に関する問題について専門的に研究を図ることです。
尼崎市内を会場とし、3～4ヶ月に1回、例会を開催し、多方面から各分野
の専門家を講師に招き、経営者として幅広い知識を身に付けていただくと
共に、会員同士の親睦を深めていただいております。

【参加資格】
1．阪神間の企業であること
2．株式会社（有限会社を含む）その他法人企業の代表者、経営幹部
（管理職）であること
3．コンプライアンス（遵法）精神をお持ちであること

【次回の開催日時】
11月を予定。18時30分から20時30分
詳細につきましては、弊社までお問い合せください。
www.hrm-t.com/000.html

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
事務所ニュース
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

弊社では、人事労務情報満載の事務所ニュースを、毎月1回発行いた
しております。

本メールマガジンと併せてご愛読いただければ、以下のうれしい？
特典つきです。

1. 最近話題の人事労務関連のトピックスがわかりやすくご覧いただけます。
2. まだまだ知られていない社会保険労務士の守備範囲も、皆様にご紹介していきます。

事務所ニュースのことをもっと知りたい！という方は、以下からどうぞ
http://www.hrm-t.com/010.htm

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
編集後記
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

朝晩は、秋の気配を幾分か感じられるようになりました。
朝のさわやかな空気を吸いますと、その日一日を気持ちよく過ごせそうね気がします。

世間では、社会保険庁職員による年金不正受給問題で年金問題が再度クローズアップされています。

年金は原則25年以上かけることによって、受給資格が生じます。
私も某市役所で年金相談をしていましたが、あと1年かけていれば、もらえた方がいました。
そういった方達のことを思うと、とても許されない気持ちでいっぱいです。

****
＝発行責任者＝
社会保険労務士法人エイチ・アール・エム
副代表 社会保険労務士 高田 和彦
☑伊丹事務所 〒664-0858
伊丹市西台1-3-5 伊丹駅前サンハイツ210
TEL 072-775-4404 FAX 072-775-4405
□大阪事務所 〒531-0072
大阪市北区豊崎2-9-7 サンロードビル1F
TEL 06-6376-8670 FAX 06-6376-8671
mailto:takada@hrm-t.com
www.hrm-t.com
****